

I 大阪市学校体育施設開放事業

I-1 大阪市学校体育施設開放事業について

1. 目的

学校体育施設開放事業(以下「開放事業」という)は、市立の小・中・高等学校および特別支援学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲で地域に開放し、地域住民に継続的にスポーツ活動の場や機会を提供するとともに、地域住民による自主的、主体的な運営や活動の推進を図ることにより、もって住民の健康・体力の維持増進、生涯スポーツの振興、生活の質の向上に寄与することを目的とする。

2. 実施主体

開放事業の実施主体は、大阪市及び大阪市教育委員会とし、施設の開放を行う学校(以下「開放校」という)毎に設置する学校体育施設開放事業運営委員会(以下「運営委員会」という)に運営を委託して実施する。

3. 事業内容

(1) 開放事業の対象となる施設

市立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の運動場、体育館(講堂を含む)、格技室(武道場)等の体育施設(以下「施設」という)とし、開放校とその施設は、学校長の意見を聞いて、大阪市及び大阪市教育委員会が定める。

ただし、プールについては、大阪府遊泳場条例の定める施設基準に適合しないため開放できません。

(2) 開放日等

開放日等については、学校教育に支障のない範囲で運営委員会と当該学校長が協議の上、学校長が決定し、運営委員会が利用調整する。協議にあたっては、特に近隣の住民に迷惑が掛からないよう十分に配慮すること。

① 平成26年度の開放期間は、平成26年4月1日から翌3月31日までとする。

② 1日の利用時間は、原則として次のとおりとする。

ア) 学校の課業日

・小学校…午後6時から午後9時まで。

・中学校・高等学校・特別支援学校

…生徒が部活動を終了した時刻から午後9時まで。

イ) 学校の課業日以外の日

・午前9時から午後9時まで。

③ 1回の開放時間は概ね2～3時間とし、開放時間帯の配分は運営委員会が定める。

(注) 利用時間とは学校への入場から退場までの時間。また、夜間照明未設置校についてはグラウンド利用終了時間を日没までとする。

④ 開放期間内の開放回数は、「100回以上50回未満」「50回以上100回未満」又は「50回未満」とする。ただし、50回未満は委託金は発生しない。

⑤ グラウンド照明設備設置校における夜間開放は、原則として土・日・祝日で、月6回以内、年間50回以内まで、午後6時から午後9時までとする。

⑥ 運営委員会は、公平・平等に利用実施できるように、利用を希望する団体間の利用調整を計画的に行う。

(3) 利用団体の範囲

① 利用団体の範囲は以下のとおりとする

ア) 小・中学校……………原則として校区内の児童、生徒及び住民

ただし、次に該当する場合には当該運営委員会が利用調整すること。

a. 総合型地域スポーツクラブの活動等

b. 近隣の開放校では実施していない種目が、当該開放校にある場合の当該種目への参加

c. 校区を越えた少年等の団体の相互交流

イ) 高等学校・特別支援学校……市内に所在するスポーツ団体

(地域スポーツ団体、企業のスポーツ同好会等)

② 営利を目的とする個人または団体の利用は認めない。営利の事実が判明した時点で利用を差し止めることとする。

(4) 利用団体の責務

① 利用時の自主管理

学校体育施設の利用に際しては、大阪市学校体育施設開放事業実施要綱(以下「実施要綱」という)・大阪市学校体育施設開放事業実施手引き(以下「手引き」という)・開放事業利用者の心得等を遵守したうえで、利用団体の自己責任による自主管理とする。

利用団体は、施設利用時の責任者を明らかにし、以下のことを行う。

ア) 利用条件を厳守すること

イ) 利用者の安全確保及び在校児童・生徒の安全確保を行うこと、特に屋外での施設開放を実施する場合、落雷事故の防止対策を講ずること

ウ) 万一事故が生じた場合、人命救助を第一に速やかに対応を行い、運営委員会に報告すること

エ) 使用前に用具、器材の点検等を行い、安全に使用し、保全を図ること

オ) 学校教育に支障のないよう利用施設の清掃と復元を行い、利用施設の点検を行うこと
(グラウンドの整地、体育館のモップ掛け、トイレの清掃、ごみの始末等)

カ) 学校体育施設開放事業日誌(様式7)を作成し、運営委員会へ提出すること

キ) その他必要な事項に関すること

② 弁償責任

利用団体は、開放校の施設・設備を故意または過失により破損もしくは亡失したときは弁償の責任を負い、施設・設備の補修等を行い、学校長及び運営委員会に報告すること。

③ 事故責任

利用団体は、常に安全に留意し、利用に際して生じた一切の事故につき、その責任を負い、予期しない災害、事故に備えてスポーツ傷害保険等に加入するなど、十分な配慮をすること。